

ここがポイントです

取引時の確認事項が追加となる事業者

確認が必要な事業者

確認が必要な取引

| | |
|-------|--|
| 司法書士 | 以下の行為の代理または代行を行うことを内容とする契約の締結 |
| 行政書士 | <ul style="list-style-type: none">・宅地または建物の売買に関する行為または手続・会社等の設立または合併等に関する行為または手続・200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分 |
| 公認会計士 | <ul style="list-style-type: none">※租税、罰金、過料等の納付は除く。※成年後見人等裁判所または主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除く。 |
| 税理士 | <ul style="list-style-type: none">※任意後見契約の締結は除く。 |
| 弁護士 | ※司法書士の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定めるところによります。 |

※上記以外に、マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引その他顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引についても取引時確認が必要です。
また、1回あたりの取引の金額を減少させるために、取引を分割したことが一見して明らかである場合についても取引時確認が必要です。

■虚偽申告の禁止について

顧客および法人取引、代理人取引などで実際に取引を行っている取引担当者は、事業者が取引にあたり確認を行う際に、本人特定事項を偽ってはなりません。本人特定事項を隠ぺいする目的で本人特定事項を偽った場合には、罰則が適用されるおそれがあります。

■事業者の免責について

事業者は、顧客および法人取引、代理人取引などで実際に取引を行っている取引担当者が確認に応じないときは、確認に応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができます。

■記録の作成・保存について

事業者が確認を行った場合には、確認記録を作成し、7年間保存する必要があります。また、取引に関する記録についても作成し、7年間保存する必要があります。

各事業者の方のお問い合わせ先

| | |
|-------|--|
| 司法書士 | 法務省民事局民事第二課 TEL:03-3580-4111（代表）内線 2438 |
| 行政書士 | 総務省自治行政局行政課 TEL:03-5253-5510（直通） |
| 公認会計士 | 金融庁企画市場局企業開示課 TEL:03-3506-6000（代表） |
| 税理士 | 国税庁長官官房総務課税理士監理室 TEL:03-3581-4161（代表） |

犯罪による収益の移転防止に関する法律の詳細については、

警察庁 JAFIC ホームページ

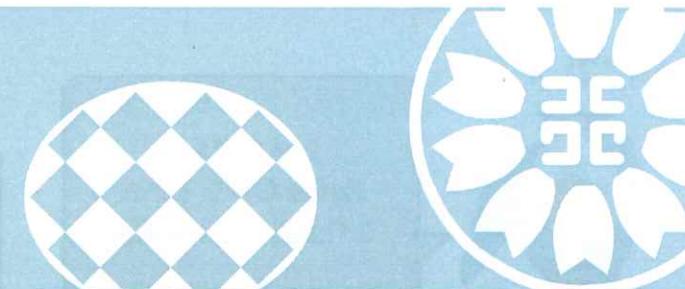
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>
をご覧ください。

このパンフレットに関するお問い合わせは

TEL : 03-3581-0141

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課
(犯罪収益移転防止対策室)

〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号



令和6年4月1日施行

改正犯罪収益 移転防止法

事業者との一部取引について、
取引時の確認事項が追加されます。



制度の趣旨等をご理解の上、
ご協力をお願いします。



警察庁、金融庁、総務省、法務省、国税庁

取引時の確認事項とその書類

※赤枠の事項が、今回の改正により司法書士・行政書士・公認会計士・税理士において新たに確認が必要になった事項です。

| 確認事項 | 通常の取引 | ハイリスク取引 (※1) |
|---|--|--|
| ① 本人特定事項 | 以下の本人確認書類 ●個人の場合 ・運転免許証、運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・在留カード、特別永住者証明書など ●法人の場合 ・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 (名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるものなど) | 通常の取引に際して確認した書類 + 上記以外の本人確認書類等 |
| ② 取を行う目的 | 申告 | 通常の取引と同じ |
| ③ 職業（個人） 事業内容（法人） | ●個人：申告 ●法人：定款、登記事項証明書など | 通常の取引と同じ |
| ④ 実質的支配者 | 代表者等からの本人特定事項の申告 | 株主名簿 有価証券報告書など + 代表者等からの本人特定事項の申告 |
| ⑤ 資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る。) (※2) | | ●個人の場合 ・源泉徴収票 ・確定申告書 ・預貯金通帳など ●法人の場合 ・貸借対照表 ・損益計算書など |

(※1) ハイリスク取引：以下に該当する取引をいいます。

- ・過去の契約の際に確認した顧客等または代表者等になりすましている疑いがある取引
- ・過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・イラン、北朝鮮に居住、所在する顧客等との取引
- ・外国の重要な公的地位にある顧客等との取引

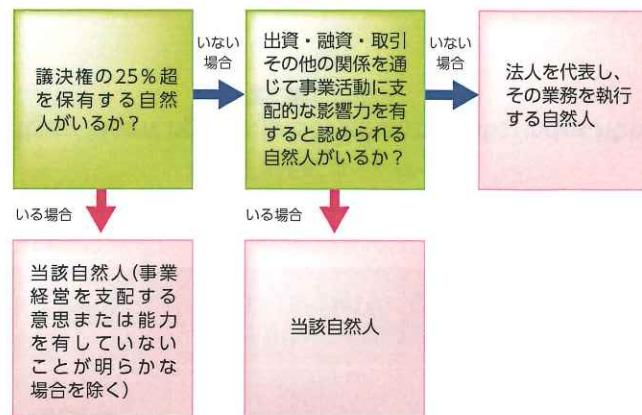
(※2) 司法書士については確認の対象外

隣のページで、実質的支配者と資産及び収入の状況の確認について詳しく解説します。

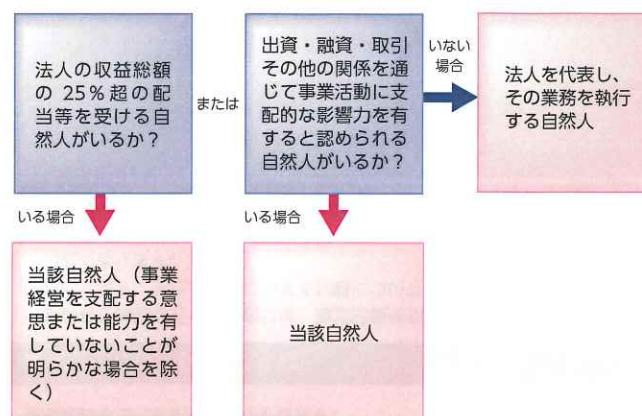
実質的支配者

議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人のことです。これは全ての法人に存在します。

顧客等が資本多数決法人である場合



顧客等が資本多数決法人でない場合



資産及び収入の状況確認

今回の改正で追加された行政書士、公認会計士、税理士における疑わしい取引の届出義務に対応していただくために必要になります。

疑わしい取引の届出とは？

- 特定受任行為の代理等において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあるまたは
- 特定受任行為の代理等に関し、組織的犯罪処罰法第10条の罪もしくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがある、と認められる場合には、疑わしい取引の届出を行政庁に行ってください。

特定受任行為とは、以下の行為または手続の代理または代行をいいます。

- ・宅地または建物の売買に関する行為または手続
- ・会社等の設立または合併等に関する行為または手続
- ・現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分
- ※租税、罰金、過料等の納付は除きます。

※成年後見人等裁判所または主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除きます。

疑わしい取引の届出事項

- 届出を行う特定事業者の名称及び所在地
- 届出の対象となる特定受任行為の代理等（以下「対象特定代理等」といいます。）が発生した年月日及び場所
- 対象特定代理等が発生した業務の内容
- 対象特定代理等に係る行為又は手続の内容及び知り得た当該行為又は手続の目的
- 対象特定代理等に係る顧客に係る本人特定事項、職業・事業内容、実質的支配者や取引を行う目的
- 疑わしい取引の届出を行う理由

※守秘義務に係る事項を除きます。

制度を十分に理解して
安心・安全な取引を
行うのじゃ !!



イメージキャラクター
うたどり